No.	質問	回答
	調査の対象について	
1	途上国においてSDGsに貢献するビジネスであれば、全て対象事業になるか。	SDGsを構成する17のゴールや169のターゲットの達成に貢献するビジネスであることが必要です。また、ご提案ビジネスの目標がSDGsのゴール及びターゲットに則して設定されており、そのゴール及びターゲットへの貢献可能性が具体的かつロジカルに示されていること、また、その貢献度が定量的に測定可能であることが期待されます。
2	貢献するゴールは1つだけを選択する必要があるか。	対象とするゴールやターゲットは1つでも複数でもかまいません。提示されたすべてのゴールやターゲットに対して、その貢献可能性がロジカルに示されており、その成果の測定方法について検討されていることが求められます。なお、対象とするゴールやターゲットの数の多さは必ずしも評価に直結しません。
3	BOPビジネスは、どのような位置付けになるか。	BOPビジネスは、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現と通じるものであり、本制度においても重要分野と位置付けています。
4	中高所得者のみを対象に商品・サービスを提供するビジネスも対象事業となるか。	SDGsのゴールやターゲットに対して貢献可能性があれば対象となります。但し、 BOP層を対象とする提案と比べて優先順位が劣後する可能性があります。
5	1案件あたりの調査金額は、上限5,000万円とあるが、それよりも少額の調査金額でもよいのか。	5,000万円はあくまでも上限であり、事業規模に応じて調査規模を設定していただいて結構です。
6	すでに「協力準備調査(BOPビジネス連携促進)」で調査を実施している法人が、新たにSDGsビジネスを提案することは可能か。	可能です。但し、幅広い提案法人の課題解決型ビジネスを支援する観点から、場合によっては、採択の優先順位が劣後する可能性もありますので、ご留意ください。
7	「商品宣伝等を目的とするビジネス」が本調査の対象外となるとあるが、どういうことか。	本制度の対象とする事業は、SDGsに貢献するビジネスモデルの構築をめざしていただくものであることから、商品宣伝活動のみを内容とする提案は対象外です。但し、一部に広告収益を含むビジネスは対象となります。また、調査中にパイロット事業として宣伝活動を行っていただくことは問題ありません。
8	本調査では、JICAが相手国政府の承認を得る手続きを行うのか。	本調査は、現地政府からの要請は原則不要です。従って、相手国政府の承認を 得る手続きも不要となります。但し、ビジネス実施に必要な許認可がある場合は、 提案法人が取得する必要があります。
9	本調査の終了後はどのような展開が期待されるか。	原則として、本調査後には、提案法人が自らの事業としてビジネス展開することが 期待されます。
対	象法人について	
10	共同企業体の場合、調査後に事業実施の主体となる法人が 共同企業体の中で上位となるのか。例えば、メーカーとコン サルタントの場合、必ずメーカーを代表者とすべきか。	調査終了後に提案事業の主たる実施者となることが想定される法人が代表者となることが推奨されます。
11	地方自治体や大学が共同提案者として、または補強団員として調査に参加することは可能か。	調査への参加は、地方自治体等の行政機関や大学も可能です。但し、SDGsビジネスは利益をもとに事業が継続していくことが期待されるため、SDGsビジネスの実施主体は利益を上げられる、ないしは再投資に回すことができる主体であることが必要です。そのため、単独で実施主体となることは難しいと考えられ、例えば行政で培ったノウハウや研究の成果を活かした民間ビジネスをサポートするなどの役割が想定されます。
調		
12	補強と外部人材を含めることを認めると記載されているが、 補強と外部人材の違いは何か。(経費についても含む)	補強は、提案法人側の業務従事者、外部人材は、提案法人以外の業務従事者として扱われます。補強は同意書を提出した提案法人の責任の下、本調査後も事業に参画することを見込んでの参加となり、外部人材は、本調査後に事業に参画することをを見込まず、本調査のみの参加として提案法人との契約に基づいた参加となります。補強は直接人件費の支給対象外となりますが、外部人材は直接人件費の支給対象となります。他方、旅費に関しては、補強、外部人材ともに計上可能です。
13	補強と外部人材を含めることが認められると記載されているが、外部人材は会社等の法人に所属する個人でも問題ないか。	外部人材は法人等の所属の有無にかかわらず自然人であることが原則ですが、 法人等に所属する自然人の場合には、当該法人と提案法人(共同企業体の場合 は代表法人)との間で契約関係を結んでいただくことになります。なお、提案者(共 同企業体の場合は共同提案の法人を含む)の子会社・グループ企業を含む関連 会社の関係者については、外部人材として認められません。

NI.	版 目	同体
No.	質問 業務従事者の構成に関し、現地駐在員事務所の社員をメン バーに加えたいと考えているが、現地駐在員事務所の社員 ま業務従事者として会れる。	回答 業務従事者として参加も、評価対象に含めることも、問題ありません(但し、応募 資格に日本登記法人との要件を課しているため、現地法人の社員が参加する場合は、提案法人としての応募ではなく、補強団員としてのみ参加が可能です)。
	も業務従事者として含んでも問題ないか。	なお、現地在住の団員が現地にて実施する業務は、出張を伴わない限り「国内業務」として計上されます。
15	事業実施会社とコンサルタント会社での共同企業体を考えているが、コンサルタント会社が代表者となることはできるか。 また、業務主任者をコンサルタント会社から出すことはできるか。	ビジネスの実施主体であればコンサルタント会社が代表法人となること、および業務従事者を当該コンサルタント会社から出すことは可能ですが、調査終了後に提案ビジネスの主たる実施者となることが想定される事業会社が代表者となることが推奨されます。
16	採択後、企画書提出時から、業務従事者を変更することは可能か。	可能ですが、調査の一貫性を確保するためにも可能な限り変更しないよう計画を 作成することをお願いします。とりわけ、審査時の評価対象者の交代は原則として 認められませんのでご留意ください。また、調査提案時には、複数の候補者では なく、必ず調査に参加することが見込まれる業務従事者を記入してください。
再	委託と補強団員について	
17	日本のコンサルタント企業と一緒に進めていく予定だが、共 同提案ではなく、当社からコンサルタント企業に発注する形を とることは可能か。	原則として国内の再委託は不可です。但し、提案法人のみでは実施することが困難な高度かつ専門的な調査業務に限り認められる場合があります。その範囲については、契約交渉の段階で個別に検討させていただきます。また、再委託先は、競争性を持った選定が必要です。そのため、特定の法人を活用したい場合は、共同企業体を組むか当該法人から補強団員又は外部人材として参加する形態で提案してください。なお、共同企業体として提案される場合、共同提案の法人間の契約関係についてJICAは関与しません。
18	補強団員を評価対象者としてもよいか。	可能です。評価対象者の全員が補強団員であることは認められませんが、一部であれば結構です。なお、補強団員は、業務主任者にはなれません。補強団員を評価対象者とする場合には、同意書(別添様式)を取り付け、写を企画書に添付してください。
19	現地の政府機関の職員を現地傭上することは可能か。	原則としてできません。但し、国立(あるいは公立)大学法人や公的研究機関の研究者等に関しては、業務内容と専門性によって個別に判断し、認められる場合があります。企画書段階では計画としてご提案いただければ結構です。
20	再委託の場合の金額はどのように見積もればよいのか(企画書作成段階では発注先の目途は立っても発注額は算定できない場合)。	再委託先の目途が立っていても、見積書を取り付けることが難しい場合には、対外的に当該金額が説明できる根拠資料を作成し、確認できる範囲で正確な価格にて算定ください。 採択された案件に関しては、見積書を提出していただいた際に、根拠書類に基づく金額を記載いただくとともに、契約交渉において詳細な説明を求めます。
経	- 費について	
21	計画している調査が上限の5,000万円を超えることが見込まれる場合、どのように応募すればよいか。	本事業へは、定められた上限の範囲で応募いただきます。本事業は、提案法人が JICAとの委託契約に基づき実施する業務への対価として支払われるものであり、 提案法人が自ら実施する調査経費の一部を負担する補助金とは性格が異なるこ とにご留意ください。
22	日本からの試供品の運搬や加工に係る費用は、支払い対象となるか。	試供品の使用が事業内容に従って妥当と認められる場合は、運搬費用は支払の対象となります。加工費用は、加工やパッケージのデザインにかかる外部人材の直接人件費は対象となりえますが、加工そのものに係る費用については対象外です。
23	最終報告書作成に係る現地語の翻訳費用は支払い対象とな るか。	最終報告書作成に係る翻訳費用は支払い対象外です。但し、調査期間中に収集 した資料の翻訳費は支払い対象となります。
24	(精算について)調査費用はどのタイミングで支払われるのか。	精算は、①前払(契約金額の4割が上限額。銀行等の保証が必要)、②部分払(出来高払い)、③概算払(最終成果品検査後に契約金額の9割まで可能。)、④精算払(最終一括払い)のオプションがあります。前払と部分払は併用が可能です。募集要項別添、経理処理(積算)ガイドラインに詳細を記載しています。
25	JICA、提案法人、外部人材、補強それぞれの間の精算時支払いルートを知りたい。提案法人と外部人材の間で支払い決済するため、その根拠として契約を取り交わす必要はあるか。	提案者と外部人材の間で契約関係を結んで頂くことが必要です。精算においては全額、JICAから代表者に対して支払います。 精算時、提案法人と外部人材との間で締結した契約書(外部人材費に係る精算証憑として)、及び、同契約に基づいて外部人材としての活動が実施されたことを確認できる検査調書を作成し、提出して頂きます。

No.	質問	回答
26	見積書は、企画書と一緒に提出する必要があるのか。また、 見積書のフォーマットはあるのか。	見積書は、企画書と一緒にご提出ください。見積書のフォーマットは、募集要項の 様式1、2となります。契約書の[付属書Ⅲ]契約金額内訳書とほぼ同様式です。
27	提案法人の経費と外部人材費用の割合(外部人材費の上限)について制約はあるか。	制限はありませんが、提案法人の関係者の参加が非常に少ない場合には、その後の事業実施に関する意思がないと捉えられる可能性があります。提案法人として、事業の成立に向けた調査実施に必要なバランスのとれた人員配置及び経費配分をお願いします。
28	直接人件費×その他原価率120%を上限に任意で設定できるとなっているが、その他原価率の根拠の提出を求められるのか。	提案法人とJICAとの契約締結後に、その他原価率等が明記された契約書を外部人材所属団体(自然人の場合は外部人材本人)と締結いただき、精算時に当該契約書(写)をご提出いただきます。なお、精算時は、諸経費部分の証憑などの提出は不要です。
企i	画書及び提出書類について	
29	採択後の手続きはどうなるのか。	採択後は、募集要項Ⅱ6に記載のとおりの手続きとなります。詳細については、採 択後に個別にお知らせいたします。
30	様式6 別添5 評価対象従事者経歴書について、記入を予定している者は、海外経験も豊富で、英語も非常に堪能だが、現時点で、語学能力認定の関わる資格を有していない。英語能力については、実際面で非常に高いレベルにあったとしても、証明書が無ければ全てD判定をするしかないのか。	語学証明書の提出は必須ではありません(あれば参考として添付下さい)。資格がない場合、自己判定をしていただければ結構です。
31	様式5 提案法人情報で、資本金を記載する必要があるが、 大学のような学校法人等、いわゆる資本金という概念という ものがない場合はどうしたらよいか。	学校法人等の資本金がない場合には特に記載いただく必要はございません。
32	様式5 提案法人情報には、提案法人の情報のみ記載し、外部人材として参加している企業情報は掲載不要か。	掲載する必要はありません。
33	外部人材については同意書その他必要な提出資料はあるか。また、補強と外部人材は企画競争申込書への連名・押印は必要か。	外部人材に関しては同意書等の提出資料は不要となります。一方で、提案法人と外部人材との間では契約関係となりますので、事業開始後、個別に契約書を締結していただく必要があります(契約書写は精算時にJICAへの提出が必要です)。また、企画競争申込書の連名と代表者印・社印は、提案法人に関してのみとなっており、外部人材や補強については不要です。但し、補強を評価対象者とする場合には、企画書提出時に同意書写の提出が必要となります。
34	様式6 別添5 評価対象業務従事者経歴書に、雇用保険及 び健康保険の記載箇所があるが、自社で保険を提供してい ない場合は加入している国民保険を記載すればよいか。	雇用保険及び健康保険の記載は、その方が、法人の専任技術者(募集要項ご参照)であるかどうか確認させていただくものです。総括として提案されるのであれば、その方が、提案法人の専任技術者である旨を証明できるものをご提出ください。補強の場合は、記載頂く必要はありません。
35	まだ設立間もない会社で、財務諸表が直近1か年分を提出できないが、どうしたらよいか。	1か年分を提出できなければ、存在する類似の書類を提出してください。(対象期間は1年未満で可)。
そ(の他	
36	本制度において、SDGsビジネスの将来の実施主体を、ある程度カウンターパート(C/P)に求めることは可能か。それとも、提案法人が現地で大きな役割を担っていくことを前提としているのか。	現地C/Pが将来の実施主体となることは十分に想定されますが、提案法人は日本登記法人であることを要件としており、例え主体が現地C/Pとなった場合でも、JICAとしては、提案する日本企業の主体的な参画を期待しております。例えば、ビジネスモデルを構築し現地企業に提供しただけでは提案事業に参画しているとは言えず、事業実施段階でも、日本企業が継続的に関与していくことが望まれます。
37	過去に採択された案件の企画書を公開していただくことは可能か。	企業情報など機微に触れる情報が含まれるため、企画書はすべて非公開とさせ て頂いております。
	•	

No.	質問	回答
38	検討している案件が、過去に採択された案件と同じ国で内容が重複する場合、先行案件の情報を提供していただくことは可能か。	調査終了案件の報告書は、原則としてJICAウェブサイトに公開しております。 (https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/report/bop.html) 当該報告書の公開前は、原則法人名、案件名、事業概要(2~3行程度の簡易な概要)のみを、プレスリリースとして採択後の段階で公開しております。
39	調査中は、JICAから何等かのサポートはあるのか。また、 JETROなど他機関との連携はあるのか。	JICAでは、本部及び在外事務所にて、必要な情報提供やJICAとの連携に係るご相談について対応をさせて頂きます(必要に応じて相手国政府機関、公的機関とのアポ等のサポート含む。但し、ホテル、移動手段などのロジ面の手配については除く)。JETROなど他機関との連携については、ケースバイケースで、ご相談に応じます。
40	仮に調査実施中に当初の想定よりも早く事業化のめどが立った場合、調査期間中であっても、現地に工場を建設し、生産を開始するという経営判断がなされることが考えられるが、その際、調査と事業化を並行して進めることについて何らかの制約はあるか。	特に問題や制約はございませんが、事業化が予定より早く進んだ場合でもJICAとの契約で取り決めた調査内容の実施および報告書の作成は行っていただく必要がありますので、そうした見通しが出てきた場合には早めにJICAにご相談ください。
41	(報告書について)公開が必要なのは最終報告書のみか。また、既存調査の報告書で、既に公開されているものはあるか。	公開が必要なのは最終報告書のみです。また、現時点で公開済の最終報告書は、以下のウェブサイトにてご確認いただけます。 (https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/report/bop.html)
42	調査終了後の成果品の公開基準について教えてほしい。	成果品となる最終報告書は、原則として一般公開の対象となります。但し、当該ビジネスの商業上の秘密に該当し、公開が提案法人に対して損害をもたらすと判断される場合は、契約先法人と協議した上で、非開示または一定期間非開示とすることを検討します。その場合は、開示対象及び非開示部分について最終報告書の分冊をお願いする場合もあります。また、公開制限期間については個別に検討いたします。